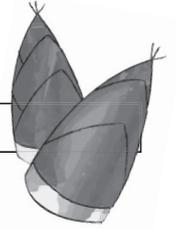


あなたのデザインが，まちの顔に！

募集デザインの内容

以下の①～③の観点から，西京区の魅力を内外にPRするためのキャラクターとしてふさわしいもの。

- ① 地域性…西京区の名産品(筍, 柿, 竹等), 自然(西山, 桂川等), 文化, 歴史などに由来している
- ② デザイン性…幅広い世代に親しまれやすく, 着ぐるみなどの立体化が可能
- ③ 新規性…既に発表されているキャラクターと類似していない



応募用紙の記入要領等

- ① キャラクターの全身像(正面図)。
- ② 使用する画材及び技法は自由。
- ③ カラー・白黒どちらでも可(モノクロ使用や拡大・縮小に耐えうるもの)。
- ④ 手書き又は印刷の作品の場合は, 所定の応募用紙(表面)又はA4サイズの白紙に描画又は印刷。
- ⑤ デジタルデータの場合は, JPG又はai形式で5MB以内のデータ。
ai形式の場合は, JPG形式のデータを併せて添付。また, データをメールで送付する場合, 全体の合計は9MB以内。

その他

- ① 応募は一人何点でも可。複数のキャラクターを応募する場合は, 1つの用紙又はファイルにつき1体とし, 2体目以降は別の用紙又はファイルを使用。両面の使用は不可。
- ② ペア等, 複数体がセットになったキャラクターの応募も可。その場合は1つの用紙又はファイルに記入。
- ③ 複数人での共同制作による応募も可。

応募方法

- ① 所定の応募用紙(裏面)に必要な事項を記入し, 作品と併せて応募先まで提出。
- ② 作品を郵送する場合, 折り曲げずに封入。
- ③ 持参の場合の受付時間は, 平日午前8時30分～午後5時。



選考・発表の流れ

- ① 選考委員会での意見を踏まえ, 人気投票の対象となる10～20作品を選定。
- ② 人気投票及び名称の募集。
- ③ 入賞作品と名称を26年3月頃に市民しんぶん区版や区ホームページにより発表するほか, 入賞者にのみ直接通知。
※最優秀賞以外の作品についても, 西京区のPR等に採用する場合がある。

注意事項

著作権等について

- ① 採用作品に関するすべての著作権(著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む), その他一切の権利は京都市に帰属する。
- ② 採用作品の制作者は, 京都市が当該作品の商標及び意匠の出願及び登録をすることを認める。
- ③ 採用作品の制作者は, 著作者人格権についてこれを行使しない。
- ④ 採用作品の制作者は, 作品の修正及び翻案を京都市に認める。
- ⑤ 採用・入賞作品が既に発表されているもの又は類似するものであった場合や, 他の著作権を侵害するものであった場合は, 発表後でも採用・賞を取り消す場合がある。また, 取り消した時点及びその後に京都市に損害が発生した場合, すべて制作者が損害を賠償する。第三者に損害が発生した場合は, すべて制作者が自己の責任において対応し, 京都市はその責任を負わない。
- ⑥ 採用作品の著作権, 商標権等に係る問題が発生した場合は, すべて制作者が自己の責任において対応することとし, 京都市はその責任を負わない。
- ⑦ 制作者は, 応募を持って, 上記①～⑥に同意したものとする。
- ⑧ 採用作品の制作者と京都市は, 上記①～⑥の内容に基づき著作権譲渡等に関する契約を締結する。

その他

- ① 応募作品は返却しない。
- ② 選考の内容に係る個別の質問には回答しない。
- ③ 応募に係る一切の費用は応募者の負担とする。
- ④ 応募の際収集した個人情報, キャラクター制作に係る業務以外の目的には使用しない。
- ⑤ 応募作品の色やデザインの一部の修正, デフォルメなどを行う場合がある。
- ⑥ 部門により, 応募が少ないことなどから, 該当する作品がないときは, 表彰を行わない場合がある。

